

議案第13号

令和6年度長野市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度長野市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水件数	138,600件
(2) 年間総給水量	31,994,000m ³
(3) 一日平均給水量	87,655m ³
(4) 主要な建設改良事業	
原水施設改良事業	280,911千円
浄水施設改良事業	951,381千円
配水施設改良事業	3,299,502千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	水道事業収益		7,176,700千円
第1項	営業収益		6,515,083千円
第2項	営業外収益		661,616千円
第3項	特別利益		1千円
		支	出
第1款	水道事業費用		6,516,900千円
第1項	営業費用		5,945,642千円
第2項	営業外費用		571,258千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,707,100千円は、過年度分損益勘定留保資金4,289,007千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額418,093千円で補填するものとする。）。

		収	入
第1款	資本的収入		1,926,600千円
第1項	企業債		1,274,800千円
第2項	国庫補助金		46,870千円
第3項	工事負担金		232,099千円
第4項	受託建設収入		1,164千円
第5項	出資金		371,666千円
第6項	固定資産売却代金		1千円
		支	出
第1款	資本的支出		6,633,700千円
第1項	建設改良費		4,862,675千円
第2項	企業債償還金		1,771,025千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
料金徴収事務委託事業費	令和7年度から 令和11年度まで	625,900千円
信州新町鹿道水源ポンプ場改修事業費	令和7年度	90,300千円
夏目-蚊里田送水管布設若槻東条工区老朽管解消事業費	令和7年度	167,500千円
鬼無里上新倉地区舗装復旧事業費	令和7年度	18,000千円
鬼無里財又地区(財又橋)配水管布設替事業費	令和7年度	11,600千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
水道事業費	1,274,800千円	普通貸借 又は債券 発行。た だし、債 券発行の 細目につ いては市 長が定め る。	年5.0%以内 ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率	公的資金につ いては、その 融通条件に より、民間等 資金の場合 にはその債 権者と協定 するものによ る。ただし、 財政その他の 都合により据 置期間及び償 還期限を短縮 し、又は繰上 償還もしくは 低利に借換え することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,053,828千円

(2) 交際費 50千円

(他会計からの補助金)

第10条 事業費用及び資本的支出に充当のため一般会計からこの会計へ補助等を受ける金額は、480,400千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、50,800千円と定める。

令和6年2月21日提出

長野市長 荻原健司